

京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>第1条～第4条 略</p> <p>第5条 本方針における入札参加資格要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(令和4年9月16日最終改定)に示された望ましい方法に準じて電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。ただし、新たに電力の供給を開始した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、供給開始日から1年間に限って開示予定時期(供給開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。</p> <p>(2) 略</p> <p>第6条～第9条 略</p> <p>附 則</p> <p>この方針は、平成31年3月29日から施行する。</p> <p>この方針は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>この方針は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この方針は、令和4年3月31日から施行する。</p> <p>この方針は、令和4年5月1日から施行する。</p> <p>この方針は、令和5年4月5日から施行する。</p> <hr/>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>第5条 本方針における入札参加資格要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版 )に示された望ましい方法に準じて電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。ただし、新たに電力の供給を開始した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、供給開始日から1年間に限って開示予定時期(供給開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。</p> <p>(2) 略</p> <p>第6条～第9条 略</p> <p>附 則</p> <p>この方針は、平成31年3月29日から施行する。</p> <p>この方針は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>この方針は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この方針は、令和4年3月31日から施行する。</p> <p>この方針は、令和4年5月1日から施行する。</p> <p>この方針は、令和5年4月5日から施行する。</p> <p><u>この方針は、令和6年4月10日から施行する。</u></p>

別表（第5条関係）

## 京都府環境に配慮した電力調達契約評価基準

環境評価項目	区分	配点
(1) 1kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh) (※ 1)	0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
0.600 以上	0	
(2) 未利用エネルギーの活用状 況 (※2)	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) 再生可能エネルギーの導入 状況 (※3)	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
(4) 省エネに係る情報提供、簡易 的 DR の取組 地域における再エネの創出・利	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

別表（第5条関係）

## 京都府環境に配慮した電力調達契約評価基準

環境評価項目	区分	配点
(1) 1kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh) (※ 1)	0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
0.600 以上	0	
(2) 未利用エネルギーの活用状 況 (※2)	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) 再生可能エネルギーの導入 状況 (※3)	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
(4) 省エネに係る情報提供、簡易 的 DR の取組 地域における再エネの創出・利	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0



※3 (2) 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第2条第4項に定められた再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（出力 30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない。）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。  
（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

※3 (3) 直近年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤+⑥)は直近年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3 (4) 直近年度の供給電力量 (⑦) には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4 略

別記様式 略

※3 (2) 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第2条第4項に定められた再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（出力 30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない。）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

※3 (3) 直近年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤\_\_\_\_)は直近年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3 (4) 直近年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4 略

別記用紙 略